

指定障害福祉サービス事業所 }  
指定障害者支援施設 } 管理者各位  
指定一般相談支援事業所 }  
指定特定相談支援事業所 }

神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課長  
( 公 印 省 略 )

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく  
指定障害福祉サービス事業者等の事故報告について(通知)

本県の障害福祉行政の推進につきましては、日頃から格段の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記の取扱いにつきましては平成26年4月8日付け障サ第16号で通知したところですが、別添取扱い要領の一部を改正しましたので、通知します。

今後も本県への報告については遺漏なく取り扱うようお願いします。

なお、事故報告書の様式につきましては、内容が網羅されていれば、法人や事業所等で作成した様式での提出も可とします。

指定障害福祉サービス事業者等は、次の県条例に基づき、利用者に対する障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずることとされています。

つきましては、事故発生の際は別添の参考様式を参考に、速やかに報告いただきますようお願いいたします。

【参考】

- 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例  
(平成 25 年神奈川県条例第 9 号)
- 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例  
(平成 25 年神奈川県条例第 10 号)
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準  
(平成 24 年厚生労働省令第 27 号)
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準  
(平成 24 年厚生労働省令第 28 号)

※ 指定障害福祉サービス事業者等＝居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、一般相談支援（地域移行支援・地域定着支援）、特定相談支援、障害者支援施設

〔 問い合わせ先  
調整グループ  
電話045-210-4736  
〕

## 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の事故報告取扱い要領

### (趣旨)

第1 この要領は、神奈川県が定める指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の規定に基づき、事故報告の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

### (報告の対象となる事故の種類)

第2 報告の対象となる事故の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 死亡
- (2) 骨折
- (3) 誤嚥
- (4) 食中毒
- (5) 感染症（必要に応じ保健所等へも連絡）  
インフルエンザについては集団感染した場合（休業等伴う場合）に報告。  
ただし、これとは別に保健所等への報告義務等については、適切に対応する。
- (6) 所在不明
- (7) 利用者の不利益につながる職員による犯罪行為等
- (8) その他、利用者の身体に重大な影響を及ぼす事故

### (事故報告書の提出先)

第3 事故が発生した際は、速やかに電話にて第一報を入れた上、事故報告書（様式1）により報告を行う。

県内全域の指定障害福祉サービス事業所等

- ・神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課 調整グループ  
〒231-8588  
横浜市中区日本大通1 電話 045-210-4736
- ・事業所所在地の市町村障害福祉主管課
- ・当該利用者の支給決定市区町村障害福祉主管課

### 附 則

この要領は、平成26年4月1日より適用する。

### 附 則

この要領は、平成28年4月1日より適用する。